動産総合保険のご案内

株式会社 ホクレン商事

リース事業本部

TEL: 011-756-7099

E-mail: lease@hokurenshoji.co.jp

《引受保険会社》 共栄火災海上保険株式会社

北海道支店 直轄営業課

TEL: 011-221-9158

当社は、下記2. に記載のリース物件には、リース期間中の万一の事故に備え「動産総合保険」を締結しています。下記3. に該当するような保険事故が発生した場合には、当社へすみやかにご報告ください。

1. 概要

(1)内容

当社では、ご契約期間中にリース物件を安心してご利用いただくために、動産総合保険を付保し、万一の事故に備えています。この保険はオールリスク担保で、リース物件の保管中、使用中または輸送中に生じた「偶然な事故による損害」について補償されます。

(2)保険期間

リース契約が開始された日(借受証交付日)よりリースが終了する日まで付保します。

(3)保険料

保険対象物件毎に保険料率が定められており、事故率の高い物件ほど料率が高くなります。

2. 保険を付保する物件

簡易建物、建物付属設備、車両及び運搬具(トラクター、フォークリフト、コンバイン等)、工具、器具及び備品、機械及び装置など、ほぼすべてのリース物件に付保します。

ただし、自動車やトラック及びナンバーを取得する自走式の物件(トラクター、フォークリフト、コンバイン等)については付保できません。

3. 保険金が支払われる損害

この保険は次の第4項を除く「偶然な事故」によってリース物件に生じた損害が保険金支払の対象となります。

<例>

破損、火災、盗難、汚損、物体の落下、破裂または爆発、車両の衝突および接触、落雷、風災、雪災といった自然災害。

* 台風・暴風雨等の水災による損害、従業員の操作ミス等が原因の電気的・機械的事故による損害等も特約によって補償。

4. 保険金が支払われない主な損害

下記の損害は保険金支払の対象になりません。

- 1. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 2. 故意または重大な過失による損害
- 3. 自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、かび、錆その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害
- 4. 置き忘れまたは紛失による損害
- 5. 戦争、内乱等に起因する損害
- 6. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害

5. 保険金額

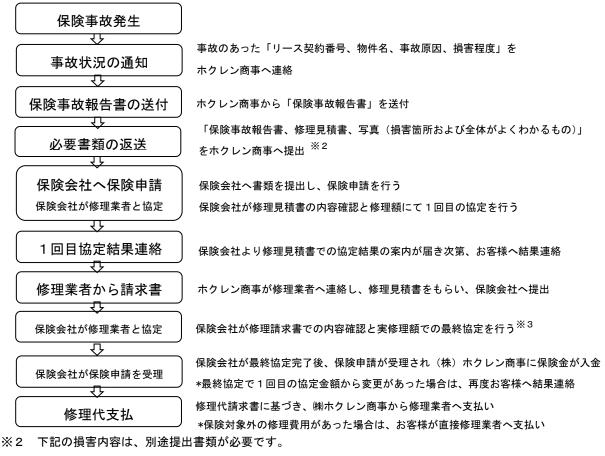
契約期間中の保険金額は、毎年逓減されます。再リース期間中の保険金額は、物件金額の10%となります。 一契約で複数の 物件がある場合は、物件毎に保険金額が適用されます。※1

ただし、修理代が保険金額より上回る場合は、差額をお客様にご負担いただきます。なお、付保期間中(1年間)にご契約の 物件に対し1回の事故の保険金請求で一定額を超える保険金が支払われた場合、以降、当該物件について付保期間中であっても 保険金請求はできません。

※1 リース期間により異なりますので、保険金額については当社へご確認ください。

6. 保険申請手続き

保険事故が発生した場合は、すみやかにご連絡いただき、必要書類をご提供願います。



- - ①火災事故 罹災証明書(消防署に申し出て罹災証明書を発行)
 - 罹災証明書(市町村役場より罹災証明書を発行) ②水害事故
 - 盗難証明書(最寄りの交番または警察署に届出をし、届出受理番号を確認) ③ 盗難事故
- ※3 協定によって保険対象外の修理があった場合、その費用はお客様にてご負担いただきます。

7. 修理の取り進め

- リース物件に損害が生じた場合には、修理を行う前に当社へ事前にご連絡ください。
- *本修理の一部と認められない仮修理は、保険の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

特に、修理代金が100万円を超えるような高額物件の場合は、保険会社が事故状況や損害状況の確認に訪れ、直接保険適用の 可否を判断するケースもありますので、ご注意ください。

8. 修理代のお支払い

保険申請手続きが完了し、保険会社より保険金が当社に入金されたのち、修理額として認定された金額を当社より直接修理業者 へお支払いいたします。